

建設業労働災害防止協会

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和5年4月1日

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり建設業労働災害防止協会（以下、「建災防」という。）の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性割合を20%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ★ 令和5年4月～ 建災防トップにより、建災防本部及び支部が多様性を尊重する団体であることを表明し、取組みを調査する。
- ★ 令和6年4月～ 現在の課長以上への昇進について、女性にとって不利な条件になっていないか、男女公正に行われているかを精査する。
- ★ 令和8年4月～ 課長以上への昇進の状況を調査する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

男性職員の育児休業取得率を50%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ★ 令和5年4月～ 建災防トップにより、建災防本部及び支部が多様性を尊重する団体であることを表明し、取組みを開始する。
- ★ 令和6年4月～ 出産・育児に関する協会内リーフレットを作成し、男性職員の育児休業取得に関する情報を盛り込む。
- ★ 令和7年4月～ 本部各部長並びに課長及び支部事務局長を対象として男性職員の育児休業取得に関する制度や支援の方法について周知を行う。
- ★ 令和8年4月～ 配偶者が出産した男性職員を対象として、本部総務部、担当部署上司及び支部事務局長から育児休業取得を勧めるとともに、上司主導で部署全体の業務配分について見直しを実施する。

目標3（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

ノー残業デーを週1回以上設定、実施する。

<実施時期・取組内容>

- ★ 令和5年4月～ 建災防トップにより、建災防本部及び支部が次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を尊重する団体であることを表明し、取組みを開始する。
- ★ 令和6年4月～ 建災防内検討委員会でノー残業デーの検討を開始する。同委員会検討結果に基づき、リーフレット等を作成。
- ★ 令和7年4月～ ノー残業デーの実施。
事務局長及び掲示板などによる職員への周知。